

# 議 事 録

## 令和4年度四万十町農業委員会4月総会

日 時 令和4年4月26日(火)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的大ホール

### 日 程

- 第1 指定第1号 会期の決定について
- 第2 指定第2号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第1号 非農地証明事務処理報告
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第5 議案第2号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第6 議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について
- 第7 議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
- 第8 その他

### 〔出席委員〕

- |           |            |           |            |           |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章  | 2. 掛水 誠幸   | 3. 廣井 栄治  | 4. 小野 重明   | 5. 濱田 誠   |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰   | 8. 欠席     | 9. 山本 道雄   | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔  | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮   | 15. 竹内 純  |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓  | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一  |           |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶  | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆  | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄   | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之  | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席    | 31. 武市 敏男  | 32. 山本 奨一 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力  | 36. 上野 渡   | 37. 佐々木 通 | 38. 欠席     | 39. 吉田 健夫 |

### 〔欠席委員〕

- 8番 宮崎恵美子 30番 澤田憲男 38番 秋田公幸

### 〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本 和也・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、また足元が悪い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今は、四万十町の産業であります生姜の植え付けも大地部につきましてはあらかた、ちょっと遅れている方が残っていると聞いていますが、あとは、海岸部が少し残っているそうです。田んぼの方も本格的なシーズンとなってきました。私の地域でもそろそろ早稲の田植をしている方も何人か見ました。本格的に皆さんがこれから忙しい時期になりますので、お体に気を付けて頑張ってくださいと思います。今回の総会資料の中に入れていただきましたが、農林水産省からガイドラインが示されまして、4月より農地利用最適化の活動に繋がるような実績を報告しなくてはなりません。活動記録簿も新しく様式も変わりました、ひな形も添えて皆さんのお手元に送っておりますが、今月から早速活動しながら報告せよとガイドラインが示されました。中々急で事務局も役員も戸惑っている部分はありますが、後で事務局から説明もしますのでよろしくをお願いします。

議長

ただ今から、令和4年度四万十町農業委員会4月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行いますので、ご起立をお願いします。

今回の発声は議席番号21番 岡村博晶委員にお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

21番

四万十町農業委員会憲章の朗読

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、8番 宮崎恵美子委員、30番 澤田憲男委員、38番 秋田公幸委員からの欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員18名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第1号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和4年度四万十町農業委員会4月総会の会期は、令和4年4月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第2号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。

四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 12 番 竹村加壽子委員と、25 番 常石幸浩委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 1 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 1 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は 3 ページをご覧ください。

今月は窪川地域 2 件、西部地域 1 件、全部で 3 件となっております。

窪川地域からです。

番号 1 番、添付資料は 1 ページから 2 ページです。興津字石橋ノ前 2126 番 1、地目、畑、面積、208 m<sup>2</sup>です。申請地は、昭和 49 年に居宅を建築し現在に至っています。令和 4 年 3 月 29 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の エ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、令和 4 年 3 月 29 日非農地証明書を発行しております。

番号 2 番、添付資料は 3 ページから 4 ページです。金上野字黒岩 1020 番 1、地目、畑、面積、212 m<sup>2</sup>です。申請地は 20 年以上前より耕作されておらず原野化しており、一部は植林され数十年が経過しています。令和 4 年 3 月 29 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の ウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と、植林の部分は証明基準の エ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号 3、添付資料は 5 ページから 6 ページをご覧ください。

土地の所在地、大正北ノ川字シモ谷口 163 番 1、地目、畑、面積、409 m<sup>2</sup>です。申請地は、20 年以上前から耕作しておらず、現在は原野となっており、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準の ウ、やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄されたため、農地への復旧が出来ない土地のため、非農地であると認め、令和 4 年 4 月 1 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 1 号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

27 番 市川正司委員。

- 27 番 1 と 2 の案件で、申請人の方と資料の地図の名前が一致していないのはどうしてですか。
- 事務局 この土地 2 つは相続をしまして現在の名義人が、議案書に載っている方です。地図は、少し古いですので登記前の名前になっております。
- 議長 他に何かありませんか。  
特になければ、報告第 1 号は終わります。
- 議長 続いて、日程第 4 議案第 1 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 1 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。議案書は 4 ページです。申請地の位置は添付資料の 7 ページからご覧ください。  
件数につきましては窪川地域の 6 件、西部地域 1 件の計 7 件です。  
譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。  
番号 1 からご説明します。土地の所在地、見付字壺合奈路 421 番、地目、畑、面積、225 m<sup>2</sup>、以下 4 筆あり、合計 5 筆、面積 856 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では果樹を栽培する計画となっております。  
続いて番号 2 土地の所在地、床鍋字エンノシマ 667 番 1、地目、田、面積、353 m<sup>2</sup>、以下 2 筆あり、合計 3 筆、面積 1,880 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。  
続いて番号 3 土地の所在地、下呉地字ヌタヤシキ 788 番、地目、田、面積、14 m<sup>2</sup>、以下 3 筆あり、合計 4 筆、面積 5,445 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。  
続いて番号 4 土地の所在地、弘見字青木 659 番、地目、田、面積、1,258 m<sup>2</sup>。以下 6 筆あり、合計 7 筆、面積 6,907 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。  
続いて番号 5 土地の所在地、数神字梅ノ木川 1296 番、地目、田、面積、1,415 m<sup>2</sup>、以下 2 筆あり、合計 3 筆、面積 5,807 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。  
続いて番号 6 土地の所在地、黒石字於藤畑 1371 番、地目、田、面積、242 m<sup>2</sup>。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では生姜や野菜等を栽培する計画となっております。

窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号7について説明いたします。

土地の所在地、上岡字下ダバ29番5、面積63㎡です。以下2筆あり、合計で3筆で、面積が1,084㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻等を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第1号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。20番 中城康子委員。

20番

4月22日に現地を確認してきました。現地は畑でした。譲受人に確認しましたら、柚子を植える予定だそうです。譲受人は、東又でトマトのハウスをやっていて、常時、人を雇って年間150日以上、農作業に従事していることを確認しています。

周辺への悪影響はないと思いますが、周辺の農家からは、草刈りを良くしてもらいたいと要望がありました。譲渡人は、譲受人からのたつての希望で、売り渡したそうです。

議長

続きまして、番号2番。7番 浜田大彰委員。

7番

4月13日に現地を確認し、田であることを確認しています。譲受人の方から電話にて話を聞かせていただきました。譲受人は、認定農業者ではありませんが、農地を効率的に使っています。この圃場以外にも6反5畝くらい水稻を耕作しているとのこと。150日以上農作業に従事していることも確認しています。周辺農地への悪影響も特に問題ないそうです。この土地は、この方の先代が譲渡人に手渡したのですが、世代が変わって自分が農地を守っていくということで、双方で話がついて今回返していただくようになったそうです。手放してからもずっと作業を受けて耕作していたそうです。他にも何筆かあるそうですが、今回整理をした上で管理していきたいという事でしたので、今回の所有権移転の贈与は、問題ないと思います。

議長

続きまして、番号3番。28番 大西博之委員。

28番

23日に確認しました。現況は、田であることを確認しています。譲受人は年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。譲渡人は、高齢で子供さんの所に行くため、譲受人に売買の話を持ち掛けていたそうです。今回、売買に至ったそうです。周りの農地も譲受人の農地で特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きます、番号4番。9番 山本道雄委員。

9番 番号4番につきまして、22日と24日にお伺いしてきました。現況は、田であります。7枚ほどありますが、317-1は、埋め上げ工事中です。それから、443-1と858は1枚になっております。譲受人は、農地を有効的に利用しています。年間150日以上農作業に従事しております。周辺農地への営農上の悪影響はありません。譲渡人は、高齢のため、耕作も困難ということで、また、親戚関係でもあり特に問題ないと思われまます。以上です。

議長 番号5番は、私の担当ですので説明させていただきます。譲受人から23日に確認をしています。現況は、田であることを確認しています。譲受人は、農地を有効的に利用しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地に悪影響を確認しています。譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲渡人が高齢ということもありまして、今回見てもらった分かりますが、安い値段になっていますが、親戚という事で買っていただき耕作していただく事になったそうです。以上、確認の結果番号5番の所有権移転の売買は、問題ないと判断しました。

議長 続きます、番号6番。9番 山本道雄委員。

9番 番号6番について、本日欠席の澤田憲男委員より伺っております。譲受人より確認しました。圃場は田であることを確認しています。譲渡人は、高齢で圃場の管理が困難で、譲受人に相談していたようで今回売買に至ったそうです。今後は、野菜を栽培するそうです。下限面積は、達成しています。番号6番の所有権移転は、何ら問題ないと判断しましたと伺っております。

議長 続きます、番号7番。37番 佐々木通委員。

37番 4月23日に譲受人、譲渡人にお会いし現地確認もしました。現況は、2筆は田、1筆は畑であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。周辺農地には営農上悪影響を与えない事を確認しています。今後も水稻を栽培していくとのこと。以上です。

議長 議案第1号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第1号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第5 議案第2号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第2号 番号3番は議席番号31番 武市敏男委員が、番号7番は議席番号14番 吉良榮委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号1番及び2番、番号4番から6番の審議、採決を行い、その後に31番 武市敏男委員に退席していただき、番号3番の審議、採決を行います。さらにその後に14番 吉良榮委員に退席していただき、番号7番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。  
議案書は7ページから添付資料につきましては15ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和4年5月2日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

件数につきましては窪川地域が6件、西部地域1件の計7件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1番から説明します。

番号1番 土地の所在地、七里字井マエ乙1999番、地目、田、面積、1,736㎡、以下5筆あり、合計6筆、面積3,925㎡です。設定は新規になります。期間は令和4年5月2日から令和7年4月30日までの3年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、地番 乙1999番については賃貸借権の設定、以下5筆については使用貸借権の設定です。

続いて番号2、土地の所在地、弘見字榎才能686番、地目、田、面積、3,760㎡以下1筆あり、合計2筆、面積7,405㎡です。設定は更新になります。期間は令和4年5月2日から令和9年4月30日までの5年です。カボチャを栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続いて番号3は飛ばして番号4、土地の所在地、志和字船頭403番1、地目、畑、面積、652㎡です。設定は新規になります。期間は令和4年5月2日から令和9年4月30日までの5年間です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号5と6については設定を受ける者が農地中間管理機構です。

番号5、土地の所在地、藤ノ川字新田1037番、地目、田、面積、3,541㎡、以下4筆あり、合計5筆、面積10,741㎡です。設定は新規です。期間は令和4年5月2日から令和14年5月1日までの10年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号6、土地の所在地、土居字宗崎ヤシキ137番1、地目、田、面積、650㎡、以下13筆あり、合計14筆、面積22,358㎡です。設定は新規です。期間は令和4年5月2日から令和14年5月1日までの10年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第2号 番号1番及び2番、番号4番から6番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。26番 甲把雄委員。

26番 番号1番について、借受人から確認しました。借受人は、経験豊富な地域の担い手です。内容も利用集積計画のとおりで、新規の設定ですが特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号2番。9番 山本道雄委員。

9番 貸出人から伺ってきました。貸出人の子供さんがこの企業に勤めてまして、更新でもあり問題ないと思います。

議長 続きまして、番号4番。32番 山本奨一委員。

32番 番号4番について、借受人から確認しました。設定は新規ですが、以前から借受人は水稻、葉タバコを栽培し、ここ何年かは生姜を作り、農地を効率的に利用しており問題ないと思います。

議長 続きまして、番号5番、6番は公社の分ですので省きます。

議長 議案第2号 番号1番及び2番、番号4番から6番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第2号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」、番号1番及び2



番、4番から6番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番及び2番、4番から6番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号3番の審議を行いますので、31番 武市敏男委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号3番について説明します。添付資料は21ページからです。

土地の所在地、与津地字岩戸口818番4、地目、田、面積、696㎡、以下8筆あり、合計9筆、面積11,734㎡です。設定は新規になります。期間は令和4年5月2日から令和9年4月30日までの5年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第2号 番号3番について事務局の説明が終わりました。

3番は私の担当ですので説明させていただきます。23日に借受人から確認しています。現地も確認しました。借受人は、地域の担い手で、親子で地域の農業を守っている方です。特に問題ないと判断しました。

議長 議案第2号 番号3番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第2号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号3番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号3番は、原案のとおり可決されました。

31番 武市敏男委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

武市敏男委員、番号3番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号7番の審議を行いますので、14番 吉良榮委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号7、土地の所在地、古城字東ナラ谷50番2、地目は田、面積、1,791㎡です。  
設定は、新規の設定になります。期間は、令和4年5月2日から令和9年4月30日までの5年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

以上です。

議長 議案第2号 番号7番について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明をお願いします。36番 上野渡委員。

36番 番号7について現地で借受人から話を聞いてきました。この田んぼは貸出人の親族の方が管理しているそうですが、耕作してくれる人を探していたところ、今回借受人と話がまとまったようです。借受人は、地域の担い手でもあり、内容も利用集積計画のとおりで新規の設定ですが、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第2号 番号7番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第2号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号7番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第2号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号7番は、原案のとおり可決されました。  
14番 吉良榮委員の除斥をとき、着席をしていただきます。  
吉良榮委員、番号7番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6 議案第3号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。

議案第3号 番号3番は、私が四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号1番、2番、4番の審議、採決を行い、その後に私が議長を交代して退席し、番号3番の審議、採決を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。  
議案書は、14ページ。添付資料は、38ページからご覧ください。

別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より提出がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願い致します。件数につきましては窪川地域の4件です。

権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。

番号1、土地の所在地、宮内字大宮田1910番、地目、田、面積、650㎡、以下16筆あり、合計17筆、面積45,878㎡です。権利の種類は全て使用貸借権の設定です。期間は地番1910番から2104番までについては県認可日から令和8年10月31日まで、地番2068番と2042番については県認可日から令和9年11月30日まで、地番1990番と1991番については県認可日から令和12年6月30日までとなっております。水稻を栽培する予定です。こちら再配分となっております。

続いて番号2、土地の所在地、西川角字大窪802番、地目、田、面積、2,922㎡以下4筆あり、合計5筆、面積12,462㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は地番802番から871番までについては県認可日から令和7年11月30日まで、地番800番と801番については県認可日から令和9年11月30日までとなっております。水稻を栽培する予定です。こちら再配分となっております。

続いて番号3を飛ばしまして番号4番、土地の所在地 土居字宗崎ヤシキ137番1、地目、田、面積、650㎡、以下13筆あり、合計14筆、面積22,358㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和14年5月1日までとなっております。水稻を栽培する予定です。説明は以上になります。

議長 議案第3号 番号1番、2番及び4番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。2番 掛水誠幸委員。

2番 利用権の設定を受ける者から4月22日の午後に面会して調査してきました。この案件につきましては、利用権の設定を受ける者の父親が、自分の土地、借受した土地も含めて経営していたものを今年度から借受人が引き継いで耕作することになりました。借受人は、認定農業者の申請をしているそうです。再配分で特に問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号2番。22番 西井健夫委員。

22番 21日に現地確認をしました。お父さんが耕作していましたが体調が悪くなって農業が出来なくなり、借受人を呼び戻したそうです。新規就農でやるそうです。ミョウガと水稻をやるそうです。26歳という若さで農業を継いでくれることは、自分たちにとってもありがたいと思います。国も町もバックアップして育てていってほしいなと思います。特に問題ないと思います。

議長 番号4番。9番 山本道雄委員。

9 番 番号4番について澤田憲男委員から伺っております。借受人から確認しました。借受人は、地域の担い手でもあり、年間150日以上農作業に従事しております。配分計画案のとおり特に問題ないと判断しますということです。

議長 議案第3号 番号1番、2番及び4番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第3号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号1番、2番及び4番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第3号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号1番、2番及び4番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号3番の審議を行いますので、議長を竹内純会長職務代理に交代して、私は退席します。

議長代理 事務局の説明を求めます。

事務局 番号3番について説明します。添付資料は43ページです。  
土地の所在地、藤ノ川字新田1037番、地目、田、面積、3,541㎡、以下4筆あり、合計5筆、面積10,741㎡です。権利の種類は賃貸借権の設定です。期間は県認可日から令和14年5月1日までとなっております。水稻を栽培する予定です。説明は以上になります。

議長代理 議案第3号 番号3について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明をお願いします。31番 武市敏男委員。

31番 番号3番について4月23日に借受人と現地を確認をしました。水稻を栽培するそうです。借受人は、地域を代表する方です。年間150日以上の農作業を行っており、周辺の農地の草刈り等の管理もしています。配分計画どおり問題ないと判断します。

議長代理 議案第3号 番号3番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長代理 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第3号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号3番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長代理 挙手全員であります。

よって、議案第3号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号3番は、原案のとおり可決されました。太田委員の除斥をときます。

太田祥一委員、番号3番は原案のとおり可決されました。

それでは、議長を交代します。

議長 続いて、日程第7 議案第4号 「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」説明いたします。議案第4号についてですが、令和3年度末に、農林水産省から「農地利用最適化活動のガイドライン」について通知がありました。

これにより、令和4年度から農業委員会は毎年度、最適化活動の目標を設定し、翌年度の6月に目標達成状況について点検・評価し、その結果をHP等で公表しなければならないとされました。そのため、議案第4号で挙げております「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」で審議・決定をお願いしたいと思います。

添付資料の48ページからとなります。

「I 農業委員会の状況」から説明させていただきます。数値等については、令和4年4月1日現在となります。

1 農業委員会の現在の体制ですが、現委員さんの任命日は令和3年9月1日、任期満了日は令和6年8月31日となっております。農業委員数は定員19名に対して実数は19名。認定農業者等の内訳は、記載のとおりです。農地利用最適化推進委員の定数は20名に対して実数は20名、担当区域数は16となっております。

次に、2 農家・農地等の概要ですが、2020年の農林業センサスに基づいた数値や、担当の農林水産課とも確認し、四万十町の認定農業者数、基本構想水準到達者等の数値を農業委員会の方で調べた数値としております。

続いて 49 ページ、「Ⅱ最適化活動の目標」に移ります。

1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積についてです。まず①の現状及び課題になりますが、現状は、管内の農地面積 2,510ha、これまでの集積面積 1,196ha、集積率は 47.6%となっております。数値は、統計の数値と、農林水産課から提供いただいた数値を記載しています。課題につきましては、「担い手の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷などによる農業経営の不安定化などが課題」としております。

対して、②の目標ですが、10 年後の令和 14 年度を目標年度とし、高知県が掲げる目標の集積率である 58%を記載しています。ちなみに、国の掲げる目標は 80%です。その下 2 段目の今年度の新規集積面積については、10 年後の目標に到達するよう平均値を逆算で算出しています。要するに、毎年 10 年間 26 ha新規で集積していけば、集積率 58%に到達するということです。

次に(2)遊休農地の解消についてです。まず①の現状及び課題ですが、現状は直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況を記載しています。1 号遊休農地面積（これはこれまで A 分類と言っていた農地になります）が、四万十町では 2.28 haとなっております。うち緑区分、黄色区分とありますが、緑区分というのは草刈りなどにより耕作が可能となるもの、黄区分が基盤整備事業など条件整備が必要なもの、で区分されています。本町においては、この緑黄色での区分をしていませんので、1 号遊休農地の内数についてはすべて緑区分と一旦しております。課題につきましては、「少子・高齢化による担い手・後継者不足や不在地主の増加などにより、中山間地域等の条件不利地では遊休化する農地の増加が懸念される。」としております。

対しまして、②の目標ですが、ア既存遊休農地の解消については、現在の緑区分の遊休農地 2.28 haの 5 分の 1 の面積を遊休農地の解消面積として記入することとなっておりますので、0.46ha としております。黄区分については、0 なので記載は無いです。また、イの新規発生遊休農地の解消については、令和 3 年度に発生した緑区分の遊休農地面積(10,753 m<sup>2</sup>)の約 5 分の 1、0.22 haとしております。

次に、(3)新規参入の促進についてです。まず、①の現状及び課題ですが、現状としましては、直近 3 か年度の新規参入者の状況を記載しております。課題としましては、「農家の高齢化による後継者不足の解消を図るため、新規参入者等の担い手の確保は重要であるが、新規参入者の為の農地の確保や地域の受け入れ環境等に課題が残る」となっております。

対しまして、②の目標については、表下の※1、※2 で記入根拠を示されておりますので、それに基づいて記載しております。指定された 3 年間の権利移動面積の平均が 51 haで、その 1 割以上を新規参入者への貸付面積と記入することとなっておりますので、5.1 haとしています。

続いて、ここまでは成果目標についてでしたが、次は「2 最適化活動の活動目標」に移ります。

(3)推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてです。先ほどの説明でもふれましたが、1 人当たりの活動日数は、国が示す日数の最低ライン 月あたり 6 日としています。

次に、(2)活動強化月間の設定目標ですが、これも年間最低3月必要なので、設定回数を3回とし、取り組み時期、取り組み項目、強化月間の内容については記載のとおりとしております。

最後になりますが、(3)新規参入相談会への参加目標についてです。これについては担当課の農林水産課より提供いただいております。相談会への参加回数を3回としておりまして、開催時期や内容等は記載のとおりです。参加回数については、下の※に書かれていますが、推進委員、農業委員が、1名以上参加する相談会の数となっております。以上で説明を終わります。

議長 議案第4号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第4号について質疑を許します。質疑はありますか。  
27番 市川正司委員。

27番 (2)の強化月間の活動目標ですが、遊休農地の発生防止のための草刈りを行うと書いてありますが、これは自腹ですか。遊休農地は、自分の農地ではないし、人の農地を刈るのに経費は出るのでしょうか。

事務局 行うと書いていますが、耕作放棄地になりそうな所の所有者さんに誘導するようなイメージです。

最適化の交付金の使途の対象経費ということで、こういった事業を実施する上で必要となる経費みたいなのがありますので、対象になるか確認させてもらってお示しさせてもらえたらと思います。

事務局 目標の設定については、ここで議決いただいたら県農業会議に諮って、そこでオッケーが出たら県、国に上がって行くようになります。農業会議から意見があれば、そこで変更はあり得ます。最終出来上がったのをお示しさせていただきたいと思います。

議長 6番 西井健夫委員。

6番 最適化活動の成果目標で、今年度の新規集積面積が26.0ha、10年を見込んで2,510haまで集積するという形をとっていますよね。ただ、10年先を見た時に、1年1年少子化、高齢化、農業後継者不足で農家人口が減っているのに、毎年毎年26.0haをクリアするのは無理だと思います。解消するには、遊休農地もですが農家が農業だけで生計が立てれるような、米の価格とかを設定しない限り、農家に対し政府が餌と鞭をもってやっているようなもので、そこを解消しないと、いくらたっても僕は無理だと思う。こういう無理なことを農林水産省は、紙だけでやってくださいと。そういう問題ではないと思う。そこら辺をもう少し考えてほしいと思います。

事務局 おっしゃる通りだと思います。一応、集積率については、県が県下で掲げる目標という事で58%にしています。説明でも触れましたが、国の方は80%が目標でここから10年間の間に。中々そこまでは難しいということで、県も中山間地域で80%は難しいので、県の目標として58%を示しているそうです。10年間というのも目標で定められていますので、令和14年度としています。説明で話したとおり58%に到達するためには、年間辺り26haがでてくるので、おっしゃる通り難しい目標ではありますが、あくまで目標という事でそれに向けて活動を進めていきたいという所での、目標設定とさせていただければと思います。

議長 他に何かありませんか。6番下元誠一郎委員。

6番 IIの(3)新規参入の促進の②目標のところですけど、過去3年間の平均で平成28年度からというのはちょっと古いのではないですか。これで構わないのですか。

事務局 これについても、古いデータとなるので県に確認したところ、様式が28年度からになっておまして様式どおり平成28年度からの3年間を記載するようにと指示がありましたので、それによって記載をしています。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第4号 「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号 「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり可決されました。

なお、軽微な変更や修正がある場合は、事務局と会長の協議で行うものしたいと思います。ご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。



議長 続いて、日程第8 その他の件について議題とします。  
27番 市川正司委員。

27番 先日4月13日に私事ですが、関東地方に行くことがあり、足を延ばして宮城県亘理町に行ってきました。

平成25年度の時に視察に行ったと思いますが、その当時はまだ田んぼもぐちやぐちや、道路もぐちやぐちやで結構ひどい状況でした。その時は、団体で行ったので小回りが効かず、農家の方と話をすることも出来ずでした。今回行った所は、亘理町1ヶ所だけでした。農業委員会事務局に寄って話を聞いてきました。庁舎の方は、約2年前に新築され四万十町の庁舎を上回るくらいの庁舎でした。田んぼは区画整理され、海辺に近い所は全面ソーラーでした。土地の状況が一変して大方が砂地で耕作できないと、ソーラーの近くは若干ですがサツマイモになっていました。田んぼの面積もかなり広く、1筆が5反から1町でそれも長方形の素晴らしい田んぼでした。ただ、地震が頻発するおかげで液状化現象が起こった田んぼが、かなりの面積でした。農家の人に聞いたら田に入ることもできないと途方に暮れていました。自分が気になったのは震災後事業等で導入した農業用機械が少子高齢化の影響でかなりの物が売りに出されていました。あと耕作放棄地の解消で、向こうも山に近い所は、獣害の被害が酷いと。どういう対策をしているのか聞いてみたら、リンゴ栽培が適しているということで、耕作放棄地は、ほとんどリンゴに変わっていました。

別の日にも淡路島にも行ってきました。淡路島も法人立ち上げの時に行った圃場が何か所かあったので訪ねると、島の半分から四国よりは、玉葱ばかりで洲本から上はソーラーパネルばかりでした。個人で廻ると細部まで分かって、農家の人と話をすることができるのがいいと思います。以上です。

議長 こういった活動も個人ではありましたが、すごくいい活動だと思います。他に何かありませんか。2番 掛水誠幸委員。

2番 以前、西井健夫委員が言っていたように、戦争が始まった関係で小麦の値段が上がってくると思います。日本の食料自給率は、30%代くらいだったと思いますが、昨日のニュースでいうとウクライナは、戦争前は、自給率は100%だったそうです。会長が、何処かの場で発言する機会があれば、今後の日本の食料自給率についてどこかで検討してもらおうよう伝えてもらいたいです。以上です。

議長 機会があれば、こういう事も発言していきたいと思います。

議長 他に何かありませんか。  
なければ、その他の件については終了いたします。

議長 これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

議長

それでは、これもちまして、令和4年度 四万十町農業委員会 4月総会を閉会いたします。ご起立願います。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時50分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和4年 月 日

会 長

---

署名委員 12 番

---

署名委員 25 番

---